全生連　様

2026年11月11日

# 今年の税制の主な変更点と注意点について



税理士法人東京南部会計

代表社員・税理士　佐伯和雅

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 自己紹介

税理士法人東京南部会計 代表社員税理士

税経新人会全国協議会 研究部長

東京税経新人会 副会長

東京税理士会大森支部 総務部長

マイナンバーを住民税決定通知書に記載させない運動では、
いち早く各自治体にアンケート調査をし、通知書にマイナンバーを不記載にさせる。

浦野広明先生に師事

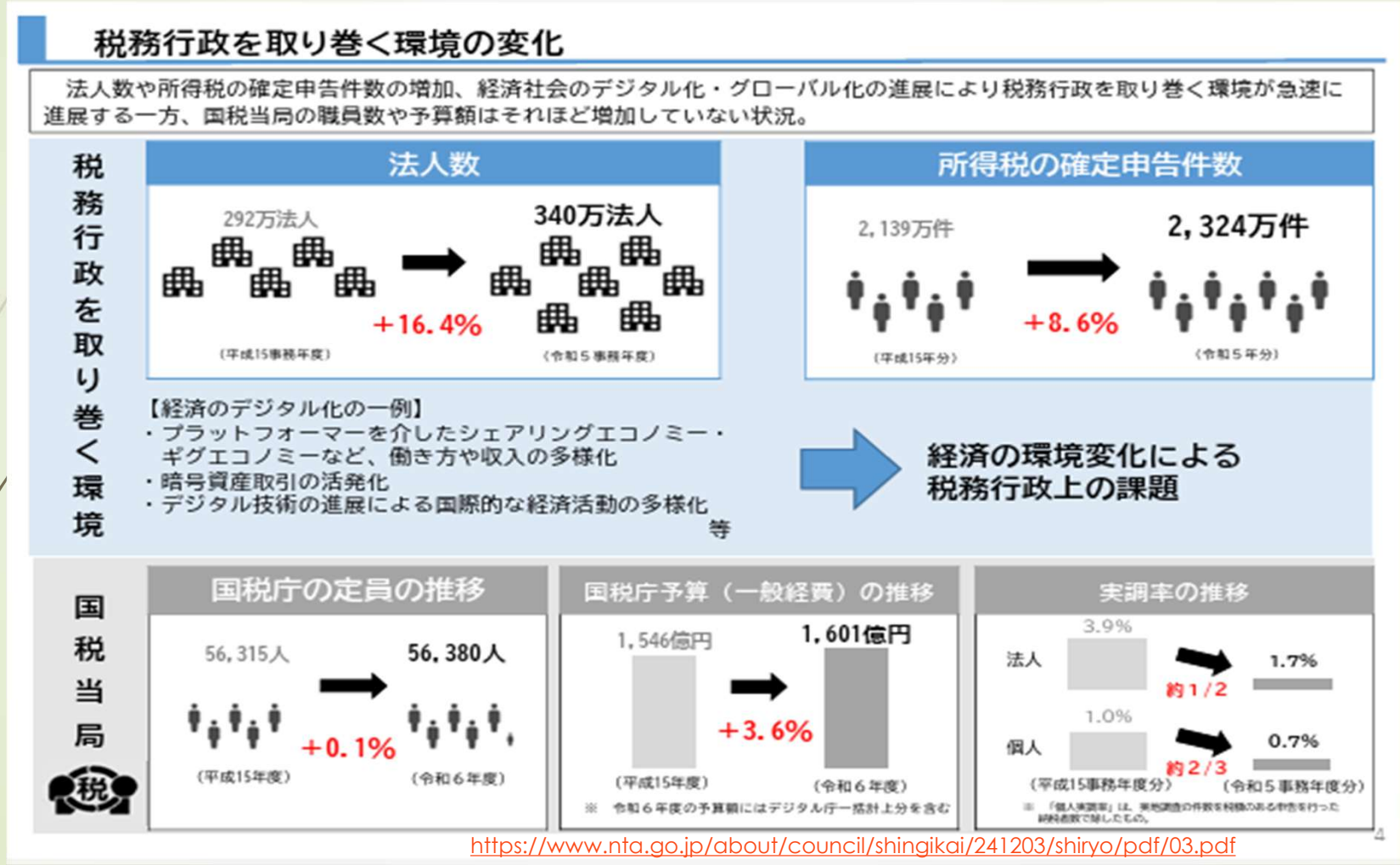
©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 目　次

（1）国税庁のシステム変更
（2）飲食料品軽減税率
（3）2026年10月以降の消費税申告
（4）所得税「改正」点

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 税務行政のDX化




https://www.nta.go.jp/about/council/shingikai/241203/shiryo/pdf/03.pdf

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 税務行政のDX化

国税庁は、デジタル促進化の【3つの柱】として次の様に示しています。

**① 納税者の利便性の向上**

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

**② 課税・徴収事務の効率化・高度化等**

業務に当たってデータを積極的に活用します。地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。

**③ 事業者のデジタル化促進**

事業者の業務のデジタル化を促す施策も実施します。これによって、経済取引のデジタル化につながることで、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とし、生産性の向上等を図ります。

①と③は皆さまご承知の通り「大きなお世話」ですので
本日は②を中心に触れていきます

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 税務行政のＤＸ化

## 義務か任意か

提出義務があるもの
①申告書
②青色申告決算書
③源泉徴収票（30万円以上）※
④支払調書（一定額を超えるもの）　など

提出義務がないもの
①収支内訳書（白色）
②「上記③」に満たない源泉徴収票
③法定調書合計表
④源泉額「０」の源泉徴収票　など

電子か
紙かは
問わない

※令和９年１月１日以後、市区町村に「給与支払報告書」又は「公的年金等支払報告書」を提出した場合には、税務署に「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」を提出したものとみなされます。また、本年より30万円に金額変更となりました。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# KSK2始動

- 2026年9月24日、国税庁が運用するシステムが刷新され、新たな基幹システム、いわゆる「KSK2」が稼働を開始しました。
- KSK2の導入目的は税務調査を自動化する「AIによる税務調査選定システム」ではなく、税務行政を紙ベースからデータへ移行するための基盤整備にあります。

データの集約に人手をかけたくない！
➡電子申告・データのダウンロードなど法定外行為を迫ってきています。

法律上は「税務署長」宛に提出する申告書や届出書を
「業務センターに送って欲しい」
という意味不明な依頼が多発（法的根拠は勿論なし）

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# AIによる調査選定

**国税庁で使用されている調査選定システム**

・資産課税部門（相続税等）**「RIN（リン）」**
・法人課税部門では**「結（ゆい）」**
・所得課税部門では**「SAT」**

AIで調査選定はどのように行われているのか・・・は分かりませんが、

・客観的にみて明らかなミス（欠損金の漏れ・扶養家族の適用、簡易課税の適用など）
・インボイス登録をしたのに消費税が無申告（意外と多い）
・同業多種に比べて、申告書の数字構成に異常値がある　など

AIではわからないもの
・売上や経費の計上が適正かどうかは、結局のところ帳簿を見ないとわかりません
・数字に異常値がある、無しも「適正な申告」かどうかはわかりません
・ちなみに、所得税には「公正妥当な会計基準」はありませんので、調査が難しい

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 業務センター集中化

- 先ほど、「データ取集の効率化」のための業務センター化で法的根拠はないことをお伝えしました。
- 各税務署の管理運営部門を集中化したのが「業務センター」です。

○令和８年７月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

| | 都道府県 | 令和８年７月９日まで | | 令和８年７月10日以降 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所及び業務センターの名称 | 内部事務のセンター化の対象署 | 書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所及び業務センターの名称 | 内部事務のセンター化の対象署 |
| 札幌国税局 | 北海道 | 〒060-8510<br>札幌市中央区大通西10丁目 札幌第２合同庁舎<br>札幌国税局業務センター | 札幌中、札幌西、小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河 | 〒060-8510<br>札幌市中央区大通西10丁目 札幌第２合同庁舎<br>札幌国税局**札幌業務センター** | 札幌中、**札幌北**、**札幌南**、札幌西、**札幌東**<br>小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、浦河 |
| | | 〒040-8505<br>函館市中島町37番１<br>札幌国税局業務センター函館分室 | 函館、室蘭、八雲、江差、倶知安 | 〒040-8505<br>函館市中島町37番１<br>札幌国税局**函館業務センター** | 函館、室蘭、八雲、江差、倶知安 |
| | | 〒078-8507<br>旭川市宮前１条３丁目３番15号 旭川合同庁舎<br>札幌国税局業務センター旭川分室 | 旭川中、旭川東、北見、網走、留萌<br>稚内、紋別、名寄、深川、富良野 | 〒078-8507<br>旭川市宮前１条３丁目３番15号 旭川合同庁舎<br>札幌国税局**旭川業務センター** | 旭川中、旭川東、北見、網走、留萌<br>稚内、紋別、名寄、深川、富良野 |
| | | 〒080-8515<br>帯広市西５条南８丁目 帯広第２地方合同庁舎<br>札幌国税局業務センター帯広分室 | 釧路、帯広、根室、十勝池田 | 〒080-8515<br>帯広市西５条南８丁目 帯広第２地方合同庁舎<br>札幌国税局**帯広業務センター** | 釧路、帯広、根室、十勝池田 |

業務センターに国税のエースはいません。
アルバイトが「国税局です」といって電話をかけてきて、
法的根拠のない書類の提出を迫ってきたりもします
➡迷わず「紙」で税務署長宛に送るのがよい（法律的に正しい）です

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 応能負担原則とは

- 【1】実質的平等（憲法14条）
- 税率や一律金額に平等を見出すのか、可処分所得に対する負担額に平等を見出すのか

- 【2】生存権・財産権（憲法25条・29条）
- ・最低生活費非課税
- ➡租税法は財産権の侵害に当たる。憲法の基本理念に反する課税は違憲。

- 【3】社会保障における応益負担との関係
- ・社会保険料は給与に比例して増加、国民年金は一定額を拠出
- ➡高額医療費、医療費の窓口負担軽減などで応能負担を実現させる必要があります。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 消費税がなぜ「逆進性」があると言われているのか

| 【年収別】手取り収入と消費税の負担割合一覧表 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| ※前提条件：40歳以上・扶養家族なし／大阪府の最低生活費（年間約201.4万円）を基準に算定 | | | | | |
| | | | | | |
| 給与年収（額面） | **税金（所得税・住民税）** | **社会保険料** | **手取り収入** | **年間の推定消費税額** | **年収に対する消費税の負担割合** |
| **100万円** | 0円 | 0円 | **100万円** | —（※1） | **—** |
| **300万円** | 14.5万円 | 46.5万円 | **239万円** | 約 20.6万円（205,884円） | **約 6.9%** |
| **500万円** | 35.0万円 | 77.0万円 | **388万円** | 約 23.5万円（235,152円） | **約 4.7%** |
| **700万円** | 67.0万円 | 106.0万円 | **527万円** | 約 31.9万円（319,394円） | **約 4.6%** |
| **1,000万円** | 153.0万円 | 132.0万円 | **715万円** | 約 43.3万円（433,333円） | **約 4.3%** |
| **2,000万円** | 568.0万円 | 175.0万円 | **1,257万円** | 約 76.2万円（761,818円） | **約 3.8%** |
| ※1：年収100万円は最低生活費を下回るため、余剰消費による消費税額の試算対象外となっています。 | | | | | |

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

## 6　（参考）主要税目別の租税滞納状況

（単位：億円）

| 税目＼区分 | | | A 徴収決定済額 | B 前年度末 滞納整理中のものの額 | C 新規発生滞納額 | D 整理済額 | E（B＋C－D）当年度末 滞納整理中のものの額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全税目 | | 令6 | 外 70,702<br>(101.9%)<br>811,544 | 外 976<br>(103.7%)<br>9,276 | 外 1,493<br>(124.1%)<br>9,925 | 外 1,383<br>(123.7%)<br>9,488 | 外 1,087<br>(104.7%)<br>9,714 |
| 合計 | | 7 | 外 73,780<br>(110.6%)<br>897,949 | 外 1,087<br>(104.7%)<br>9,714 | 外 1,458<br>(100.1%)<br>9,935 | 外 1,472<br>(103.3%)<br>9,802 | 外 1,073<br>(101.4%)<br>9,847 |
| 主要税目別の内訳 | 所得税 | 6 | (94.3%)<br>248,655 | (104.3%)<br>3,815 | (114.3%)<br>2,343 | (122.5%)<br>2,321 | (100.6%)<br>3,837 |
| | | 7 | (114.2%)<br>283,863 | (100.6%)<br>3,837 | (108.5%)<br>2,543 | (104.8%)<br>2,431 | (102.9%)<br>3,948 |
| | 源泉所得税 | 6 | (91.6%)<br>200,415 | (100.6%)<br>1,134 | (106.4%)<br>406 | (109.5%)<br>410 | (99.6%)<br>1,129 |
| | | 7 | (116.0%)<br>232,541 | (99.6%)<br>1,129 | (97.8%)<br>397 | (103.1%)<br>423 | (97.7%)<br>1,104 |
| | 申告所得税 | 6 | (107.4%)<br>48,239 | (105.9%)<br>2,681 | (116.1%)<br>1,937 | (125.7%)<br>1,911 | (101.0%)<br>2,708 |
| | | 7 | (106.4%)<br>51,322 | (101.0%)<br>2,708 | (110.8%)<br>2,146 | (105.1%)<br>2,009 | (105.1%)<br>2,845 |
| | 法人税 | 6 | (107.1%)<br>200,400 | (97.3%)<br>1,233 | (162.5%)<br>1,627 | (149.1%)<br>1,543 | (106.8%)<br>1,318 |
| | | 7 | (116.4%)<br>233,180 | (106.8%)<br>1,318 | (89.5%)<br>1,456 | (90.3%)<br>1,394 | (104.7%)<br>1,380 |
| | 相続税 | 6 | (99.3%)<br>37,008 | (106.1%)<br>560 | (105.8%)<br>491 | (127.7%)<br>552 | (89.2%)<br>499 |
| | | 7 | (109.8%)<br>40,631 | (89.2%)<br>499 | (124.8%)<br>613 | (109.7%)<br>605 | (101.5%)<br>506 |
| | 消費税 | 6 | 外 70,702<br>(106.6%)<br>251,580 | 外 976<br>(105.0%)<br>3,580 | 外 1,493<br>(120.9%)<br>5,298 | 外 1,383<br>(116.9%)<br>4,922 | 外 1,087<br>(110.5%)<br>3,956 |
| | | 7 | 外 73,780<br>(105.6%)<br>265,657 | 外 1,087<br>(110.5%)<br>3,956 | 外 1,458<br>(97.6%)<br>5,172 | 外 1,472<br>(106.3%)<br>5,234 | 外 1,073<br>(98.4%)<br>3,893 |
| | その他税目 | 6 | (102.0%)<br>73,901 | (102.6%)<br>88 | (168.0%)<br>166 | (154.9%)<br>150 | (118.7%)<br>105 |
| | | 7 | (101.0%)<br>74,618 | (118.7%)<br>105 | (91.5%)<br>152 | (91.6%)<br>137 | (114.2%)<br>120 |

（注）1　括弧内の数値は、対前年度比です。
2　国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。ただし、地方税法附則第９条の４の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 【小括】

ここまで見てきたように、消費税は憲法が予定している応能負担原則・社会福祉目的に反し徴税されている税制と言わざるをえません。したがって逆進性のある消費税は廃止・縮小しなければなりません。

・取沙汰されている飲食料品の1%は初めての消費税減税になります

・本当に飲食料品の物価は下がるのか、本当の狙いは何かを検討します

・国税庁は早くも「令和８年９月消費税率引下げについて」をリリースしました

これまでの税率変更の流れ

| 実施時期 | 税率 | 内容 |
|---|---|---|
| 1989年(平成元年) | 3% | 消費税スタート |
| 1997年(平成9年) | 5% | 5%へ引き上げ |
| 2014年(平成26年) | 8% | 社会保障のため8%へ |
| 現在 2019年(令和元年) | 標準 10%<br>軽減 8% | 10%へ引き上げ<br>※食べ物等は8%のまま |

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 政府説明への批判

- 高市首相は飲食料品の消費税率を1%に引き下げる説明を、
- 「物価高や税、社会保険料の負担に苦しんできた中所得、低所得の方の負担軽減が最重要課題」としたうえで、「最も望ましい方法を考え抜いた末、最善と考えられるものを選択した」としました。

物価高対策➡消費税減税
税、社会保険料の負担➡軽減策なし

なぜ「飲食料品」だけ減税？

高市首相は、10月1日「私は消費税の税率引き下げ分については基本的に価格に反映されると認識している」と小売店を脅迫。
来年4月に「値下げ」を強要された小売店は、3月までに値上げをおこなうと考えられます

税制調査会特別委員を務めた慶應義塾大学の土居丈郎教授ですら、「飲食料品は必需性が高いので、価格が上がっても需要があまり下がらないということは、売り手は価格をさほど下げない…税率を下げたほどに物価が下がることは望み薄です」としています。「月刊税務事例第58巻10号」59頁

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 軽減税率が1%になると1,080円→1,010円になるの？

【早見表】本体価格の段階別・税込みお支払い額比較

| 本体価格（税抜き） | ① 現在の税率【8%】 | ② 1%に減税（価格そのまま） | ② 1%に減税（本体+50円値上げ） | ③ 8%に戻る（値上げ後のまま） |
|---|---|---|---|---|
| | 税込み価格 | 税込み価格 | 税込み価格 | 税込み価格 |
| 900円 | 972円 | 909円 | 959円 | 1,026円 |
| 950円 | 1,026円 | 959円 | 1,010円 | 1,080円 |
| 1,000円（基本） | 1,080円 | 1,010円 | 1,060円 | 1,134円 |
| 1,050円 | 1,134円 | 1,060円 | 1,111円 | 1,188円 |
| 1,100円 | 1,188円 | 1,111円 | 1,161円 | 1,242円 |
| 1,150円 | 1,242円 | 1,161円 | 1,212円 | 1,296円 |
| 1,200円 | 1,296円 | 1,212円 | 1,262円 | 1,350円 |

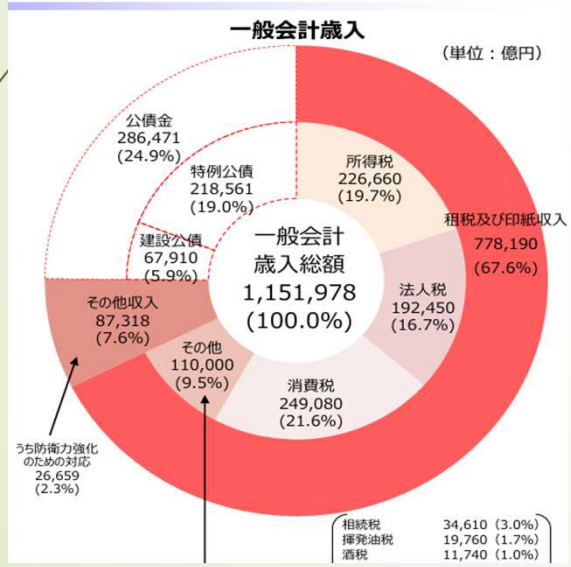
「消費税減税」は効果がない！などと思わせ、更なる増税への布石となりそうです

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 消費税は社会保障財源なのか？

消費税法1条2項

　消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。




**一般会計**　国の基本的な活動に必要な歳入・歳出を経理する会計のこと。歳出では社会保障や公共事業、防衛費などの通常の行政経費にあたる一般歳出のほか、自動的に歳出額が決まる地方交付税、国債費がある。歳入は所得税や法人税、消費税といった税収などで構成する。
一般会計とは　国の基本的な支出 - 日本経済新聞

憲法が「福祉」を前提に設計されていること
消費税が一般会計となっていることから
消費税法1条2項はプログラム規定（お飾り的）になっている

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 食料品1%税率の罠

- ・本当に食料品の価格は下がるのか
- ・2年後に今より食料品が高くなるのではないか
- ・業種によって消費税を通じて損得が生じてしまう
- ・物価（食料品の価格）が下がらず「消費減税では物価が下がらない」とならないか

消費税を廃止にするか、全ての税率を下げ一律にすれば
このような問題は起こらない

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 特例（措置）に騙されない！

### ① 本則課税への移行特例　還付を受ける

通常は事前提出が必要な「課税事業者選択届」等を、**当課税期間の末日まで**に出せば本則へ移行可。また、簡易課税の**2年縛りも解除**されます。

### ② 簡易課税の仕入控除特例　納税額ゼロ化

簡易課税を継続する場合でも、1%対象の飲食料品売上については**売上税額と同額を仕入税額控除**（納付ゼロ）。※2割・3割特例も同様。

### ③ 総額表示義務の特例　値札貼り替え猶予

税率変更の前後**2か月間**は、誤認防止措置（レジ清算時に1%換算する旨の掲示など）を条件に、旧8%や新1%の税込表記の併用が認められます。

### ④ 中間申告の計算特例　資金繰り配慮

前年実績に基づく中間申告において、前年の売上・仕入れに**最初から新税率1%が適用されていたものとして再計算**し、過大な納税を防ぎます。

### ⑤ 予約・通信販売の経過措置　契約・販売

定期供給契約の予約販売や通信販売等について、**施行3か月前（2027年1月1日前）**を指定日とし、指定日前の契約等には旧税率(8%)を適用可。

### ⑥ 経費・資金繰り支援　政府支援策

農林漁業者・食品・外食事業者への給付金や資金繰り支援のほか、**本則課税移行時の税理士費用・システム改修費用の補助**が創設されます。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 令和8年10月以降の消費税計算

## 【本則課税の事業者】

- 売上・・・変更なし

仕入

- インボイス無
  - 仕入税額控除50%
    11,000円の仕入　10,500円経費　500円仕入税額控除
  - 基準期間の売上1億円以下
    ：1万円未満はインボイス不要
- インボイス有
  - 変更なし

©2026 税理士法1人東京南部会計　All right　reserved

# 令和8年10月以降の消費税計算

## 【簡易課税の事業者】

売上・・・変更なし
事業ごとに売上を分けておくことが重要です

- 仕入・・・変更なし

➡仕入税額控除が否認される危険性がない
➡将来縮小の可能性あり（インボイス制度と相容れない）

©2026 税理士法1人東京南部会計　All right　reserved

# 令和8年10月以降の消費税計算

## 【3割特例の事業者】

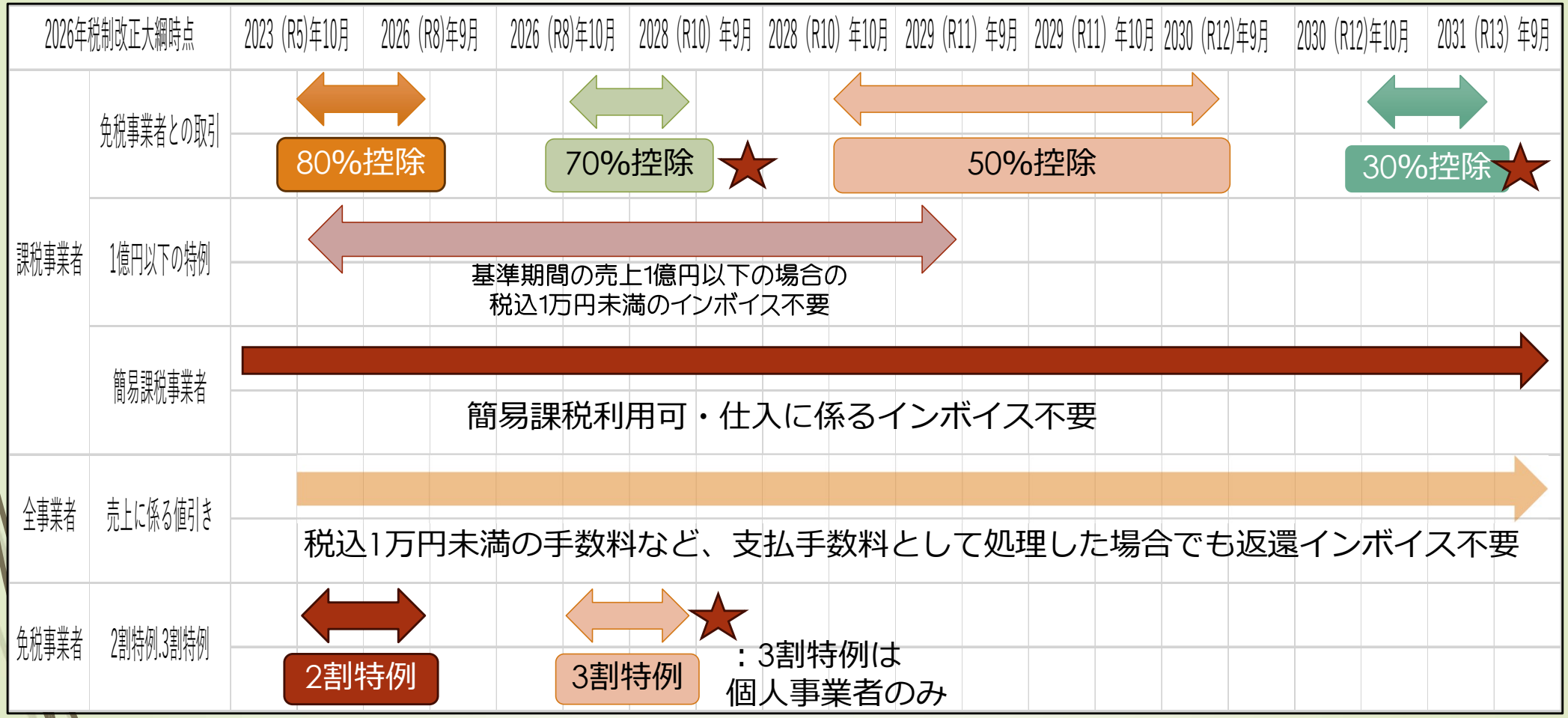
売上・・・特段無し（収入金額を誤らないようにだけ注意）

仕入・・・特段無し

➡仕入税額控除が否認される危険性がない

➡2年間の時限立法

©2026 税理士法1人東京南部会計　All right　reserved




©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 2026（令和8）年税制改正

(1)　基礎控除の引上げ

イ　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

| 合計所得金額<br>（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注３）） | 基礎控除額（改正された範囲） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 改正後（注１） | | 改正前（注１） | |
| | 令和８・９年分 | 令和10年分以後 | 令和８年分 | 令和９年分以後 |
| 132万円以下（206万円以下） | 104万円（注２） | 99万円（注２） | 95万円（注２） | 58万円 |
| 132万円超　336万円以下（206万円超　475万1,999円以下） | | 62万円 | 88万円（注２） | |
| 336万円超　489万円以下（475万1,999円超　665万5,556円以下） | | | 68万円（注２） | |
| 489万円超　655万円以下（665万5,556円超　850万円以下） | 67万円（注２） | | 63万円（注２） | |
| 655万円超　2,350万円以下（850万円超　2,545万円以下） | 62万円 | | 58万円 | |

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

## (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ　給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額（改正された範囲） | | |
|---|---|---|---|
| | 改正後 | | 改正前 |
| | 令和８・９年分 | 令和 10 年分以後 | |
| 190 万円以下 | 74 万円（注1） | その収入金額×30%＋８万円<br>（69 万円未満となる場合は、69 万円） | 65 万円 |
| 190 万円超　220 万円以下 | | | その収入金額×30%＋８万円 |

## (4) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ　基礎控除額の引上げに伴い、令和９年１月１日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

| 受給者の年齢 | その年中に支払を受けるべき公的年金等の額 | 基礎的控除額 | |
|---|---|---|---|
| | | 令和９年分 | 令和 10 年分以後 |
| 65歳以上 | 242 万円以下<br>（２階部分のみの場合には 163 万円以下） | 公的年金等の月割額×25%＋110,000 円<br>（180,000 円未満となる場合は、180,000 円） | 公的年金等の月割額×25%＋110,000 円<br>（175,000 円未満となる場合は、175,000 円） |
| | 242 万円超<br>（２階部分のみの場合には 163 万円超） | | 公的年金等の月割額×25%＋ 75,000 円<br>（145,000 円未満となる場合は、145,000 円） |
| 65歳未満 | 213 万円以下 | 公的年金等の月割額×25%＋110,000 円<br>（140,000 円未満となる場合は、140,000 円） | 公的年金等の月割額×25%＋110,000 円<br>（135,000 円未満となる場合は、135,000 円） |
| | 213 万円超 | | 公的年金等の月割額×25%＋ 75,000 円<br>（105,000 円未満となる場合は、105,000 円） |

ロ　基礎控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

| 受給者の年齢 | その年中に支払を受けるべき公的年金等の額 | |
|---|---|---|
| | 令和９年分 | 令和 10 年分以後 |
| 65歳以上 | 214 万円<br>（２階部分のみの場合には 137 万円） | 209 万円<br>（２階部分のみの場合には 132 万円） |
| 65歳未満 | 164 万円 | 159 万円 |

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

6　ひとり親控除について、次の措置が講じられました。

⑴の改正は令和９年分以後の所得税について、⑵の改正は令和９年１月１日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

⑴　控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられました。

⑵　上記⑴の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算におけるひとり親に該当する場合の人的控除額が32,500円（改正前：30,000円）に引き上げられました。

7　防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の１％相当額）を併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1％（改正前：2.1％）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和９年１月１日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

詳しくは８ページをご確認ください。

復興特別所得税を削って、防衛特別所得税を創設した、憲法違反では？？

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

## 2．個人住民税

### 個人住民税の控除等

○　給与所得控除の最低保障額を74万円（現行:65万円）に引き上げる。

※１ 令和９年度分の個人住民税から適用
（引上げ額９万円のうち、５万円は２年間の時限措置）

※２ 所得割に係る所得計算は所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

<非課税ライン(単身者の場合)>

| | 改正前 | | 改正後 |
|---|---|---|---|
| 基本額等 | 45万円 | （変更なし） | 45万円 |
| 給与所得控除 | 65万円 | → 9万円 | **74万円** |
| 計 | 110万円 | | **119万円** |

※　地方税独自の非課税限度額が適用

○　ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げる。

※ 令和10年度分の個人住民税から適用

昨年に引き続き、
所得税の基礎控除アップ、給与所得控除　アップ
住民税の基礎控除は据置、給与所得控除　アップ
となったため、
所得税と住民税の課税ギャップはさらに広がりました。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 所得税「改正」による年収の壁

## 年収の壁と手取りギャップ徹底解説

令和8年度（2026年度）最新税制改正・社会保険制度対応モデル

【設定試算条件】

- 配偶者控除：あり（世帯主の税負担軽減）
- 一般扶養親族：1名（16歳以上）
- 特定扶養親族：1名（19〜22歳 大学生世代）

【直感グラフ】年収拡大に伴う「手取りの谷（逆転ギャップ）」と各種壁の位置付け

令和8年度 改正対応版




⚠ 社会保険加入による「手取り逆転現象」

週20時間以上等の要件を満たして社会保険に加入すると、年収106万〜130万円付近で約15万〜20万円の保険料が引かれます。**年収を150万〜160万円程度まで伸ばさないと、以前より手取りが少なくなるギャップが発生します。**

💡 令和8年改正の控除拡張メリット

基礎控除等の拡大により本人の所得税非課税枠が**178万円**まで拡大。また、大学生世代（19〜22歳）の特定扶養は**年収159万円まで世帯主の満額控除（63万円）が維持**され、世帯全体の税負担が緩和されています。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

| 年収帯 / 壁の名称 | 本人の社会保険料 | 本人の税負担<br>(所得税・住民税) | 配偶者・扶養控除の状況<br>(世帯主側への影響) | 被扶養者(家族)の年収目安と<br>世帯手取りギャップのポイント |
|---|---|---|---|---|
| ～ 119万円<br>住民税非課税 | 免除<br>(扶養範囲内) | 所得税：非課税<br>住民税：非課税 | ・配偶者控除：満額適用<br>・一般扶養(1名)：満額適用(38万)<br>・特定扶養(1名)：満額適用(63万) | 家族年収：**119万円以下**<br>税・社保の負担が一切なく、最も手取り効率が高い状態。 |
| 週20時間以上<br>社保の壁① | 発生：約15万～16万円<br>(厚生年金・健康保険) | 所得税：非課税<br>住民税：一部発生 | 各種扶養控除は満額維持されるが、本人の社保負担が突如発生。 | 【手取り逆転ギャップ発生】<br>社会保険料が引き落とされるため、**年収が数十万円増えても手取りが減る「働き損」**ゾーンに入る。 |
| 130万円 ～ 136万円<br>社保の壁② / 扶養枠 | 発生：約18万～20万円<br>(自分で国民皆保険等) | 所得税：非課税<br>住民税：課税 | ・130万：全世帯で社保扶養脱退<br>・136万：一般扶養控除が段階減額へ | 家族年収：**130万円以上**<br>企業規模問わず親の社保扶養から完全に外れる。136万超で親の扶養控除も減少開始。 |
| 159万円<br>特定扶養上限 | 自己負担継続 | 所得税：非課税<br>住民税：課税 | ・一般扶養：控除減額<br>・特定扶養：**159万まで63万円満額維持**（特定親族特別控除） | 大学生（19～22歳）の家族の場合、年収159万円までアルバイトしても親の税金は跳ね上がらない。 |
| 178万円<br>所得税の壁 | 自己負担継続 | 所得税が発生開始<br>(超えた分にのみ課税) | 配偶者・扶養控除は縮小または終了。 | 本人の所得税が178万円まで非課税に。これを超えると本人自身の税負担も本格化。 |
| 160万円以上～<br>手取り回復ライン | 自己負担継続 | 所得税・住民税課税 | 各種控除縮小 | 【ギャップ脱出】<br>社保負担分を働き分で完全にカバーし、**手取りが再び119万円未満の時期を超える推奨ゾーン。** |

世帯年収で考えた場合には、手取りの上昇率が下がるという事になります

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# その他所得税「改正」



個人所得課税の見直し（令和9年分以降順次適用）

## 税制改正の要点ガイド（資産形成・その他）

図解・要約

### ① NISAつみたて投資枠の年齢制限撤廃・拡充

**ジュニア世代（新設）** 0〜17歳

- **年間投資枠:** 60万円
- **非課税限度額:** 600万円
- **払出条件:** 12歳以降、学費・生活費目的に限り子の同意で払出し可能。

**成人世代** 18歳以上

- **年間投資枠:** 120万円
- **非課税限度額:** 1,200万円
- 18歳到達時に自動移行。成長投資枠と合わせた自由な資産運用を継続。

- 対象商品を大幅拡充。災害時の全壊等では12歳未満でも全額払出しが可能。

### ② 暗号資産の申告分離課税化

| | | | |
|---|---|---|---|
| 課税方式 | ~~総合課税（最大55%）~~ | → | 申告分離課税 20.315% |
| 損失の扱い | ~~切り捨て（控除不可）~~ | → | 3年間の繰越控除が可能 |

- **税負担の軽減:** 他の雑所得と分離し、株式やFXと同等の税率（所得税15.315%＋住民税5%）を適用。
- 金融商品取引法の改正施行日の翌年1月1日以降の取引より適用。

### ③ 子育て世帯向け生命保険料控除特例の延長

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般控除限度 | ~~通常枠4万円~~ | → | 拡充枠 6万円（1年間延長） |

- **対象者:** 23歳未満の扶養親族を有する世帯（子育て世帯）。
- **適用期限:** 令和8年分までだった特例措置を**令和9年分まで1年延長**。
- 子育て世代の保険料負担を和らげる支援策を継続。

### ④ 極めて高い水準の所得に対する負担適正化強化

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特別控除額 | ~~3億3,000万円~~ | → | 1億6,500万円（半減） |
| 最低税率 | ~~22.5%~~ | → | 30% に引き上げ |

- **狙い:** 税負担の公平性を確保し、超富裕層の負担割合の逆転現象を是正。
- 令和9年分以降の所得税について適用。スタートアップ投資等は対象外。

※本スライドは令和8・9年度税制改正の個人所得課税の主要事項（資産形成・課税適正化）を抜粋・解説したものです。

適用：令和9年1月1日以降順次

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved

# 終わりに

所得税に限らず、年々「税制」が複雑になってきています。

おそらくDX化（AI利用）の流れもあるでしょう。

計算にAIを使うなら、標準税率22%の比例税率である

法人税を累進課税化しても簡単に計算できます。

そうすれば儲かっている企業に多くの法人税の負担を求められることになります。

税制がどれだけ複雑化しても、「申告納税制度」であることと、消費税が「大衆課税であること」だけは忘れてはなりません。

本日はご清聴ありがとうございました。

©2026 税理士法人東京南部会計　All right　reserved